

報告書（案）では、ゲノム編集技術応用食品の中で、従来の育種技術と同様の DNA 変化の範囲内のものについては規格基準に基づく安全性審査の手続きの対象とはしないとしています。また、この技術を用いた開発者等に対しては、義務化はできないが実効性を伴う届出が必要としています。

ゲノム編集技術応用食品については、新しい技術であり、安全性に対して多くの消費者が不安を抱えています。また、ゲノム編集技術の食品への応用を忌避する等の多様な価値観に基づく消費者ニーズがあります。そのため、消費者が購入する際に、どの食品がゲノム編集技術を用いたものなのか、表示で明らかでなくてはなりません。

従来からある遺伝子組換え食品の制度は、実際に食品を分析して遺伝子組換えかどうかを明らかにする科学的検証と生産履歴等を書類等で確認する社会的検証で支えられているとされています。

しかし、ゲノム編集技術応用食品では科学的検証による判別ができないとされていることから、専ら社会的検証に頼らざるを得ません。どの食品がゲノム編集技術を用いたものであるのかを判別する表示等の仕組みを確立するためには、従来の遺伝子組換え食品の制度以上に社会的検証が重要になります。そのためには生産、加工、流通より上流に位置する品種の研究開発段階の情報が重要です。これらを厳格に実施するためには、開発者等の義務と責任を明確にする必要があります。

上記の理由により、報告書（案）で規格基準に基づく安全性審査の手続きの対象としないとされたゲノム編集技術応用食品について次のことを要望します。

1) 開発者等が安全性等の情報を国に届け出ることを義務とし、その内容を消費者に公表すること。2) そのうえで、消費者からの質問に対して回答する義務を負うこと。3) 国は届出内容について書類上の不備だけではなく、安全性等の情報に問題はないか精査すること。4) 国は届出等の義務に反した開発者等の研究開発や販売の停止を行うこと。

なお、報告書（案）に対する要望ではないが、今回のパブリックコメント募集に際して次の事を指摘し、要望します。

本件は国民的議論が必要であり、制度を構築していく上でパブリックコメントは重要です。それにもかかわらず報告書（案）の説明会は東京と大阪の 2 カ所のみでした。北海道など遠方の消費者は参加が難しいため、今後は全国で説明会を開催することを要望します。